

# 大分県報

令和二年  
七月十日

（金曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部改正……………	一
告示 示……………	一
青少年に有害な興行の指定……………	一
道路区域の変更（二件）……………	一
道路の供用開始（二件）……………	一
都市計画事業の認可……………	二
警察本部訓令……………	二
大分県警察希望降任取扱規程の一部改正……………	三
公共測量の実施……………	三

### ○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十日

大分県公安委員会委員長 若 本 光 生

#### 大分県公安委員会規則第1号

#### 交番等の設置に関する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分中央警察署の部の南大分交番の項中「大分市大字奥田」を「大分市二又町1丁目」に改め、同項中「はなの森」の次に「、竹の上、永興1丁目、永興2丁目、永興3丁目、三ヶ田町1丁目、三ヶ田町2丁目、三ヶ田町3丁目、旭町、中の瀬町、明鏡町1丁目

田、明鏡町2丁目、田中町1丁目、田中町2丁目、田中町3丁目、二又町1丁目、二又町2丁目、二又町3丁目、豊鏡1丁目、豊鏡2丁目、豊鏡3丁目、畑中1丁目、畑中2丁目、畑中3丁目、畑中4丁目、畑中5丁目」を加え、同表の大分東警察署の部の鶴崎駅前交番の項中「三益6丁目」の次に「、森町西1丁目、森町西2丁目、森町西3丁目、森町西4丁目、森町西5丁目」を加え、同部の横尾交番の項中「大分市大字横尾」を「大分市横尾東町1丁目」に改め、同表の臼杵津久見警察署の部の野津市警察官駐在所の項中「臼杵市野津町大字野津市」を「臼杵市野津町大字吉田」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年一月十一日から施行する。ただし、別表第1の大分東警察署の部の横尾交番の項及び同表の臼杵津久見警察署の部の野津市警察官駐在所の項の改正規定は、公布の日から施行する。

### ○告示 示

#### 大分県告示第十号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和二年一月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題 名	制作社名 又は配給社名	指 定 理 由
令和二年一月十日	映画	変態おやじ ラブ・ミー！イッてんだあ	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	淫獣捜査 夫婦暴行魔を追え！	新東宝映画	〃
〃	〃	性鬼人間第二号 ～イキナサイ～	オーピー映画	〃
〃	〃	誰にでもイヤラシイ秘密がある	オーピー映画	〃

#### 大分県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

令和二年一月十日

大分県報（公安委規則・告示）

その関係図面は、令和二年一月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

豊後高田市田染上野字平畑五八六番三地从先から

豊後高田市田染上野字宮ノ原一二八三番二地先まで

前

メートル  
三六・〇  
一三・〇

メートル  
二六六・五

豊後高田市田染上野字平畑五八六番三から  
豊後高田市田染上野字宮ノ原一二八三番二まで

後

八二・〇  
二四・〇

二七一・〇

大分県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年一月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

宇佐市安心院町六郎丸字六郎四三三番三から  
宇佐市安心院町六郎丸字小松田四六番四まで

前

メートル  
八・二  
六・六

メートル  
一〇七・〇

宇佐市安心院町六郎丸字六郎四三三番一から  
宇佐市安心院町六郎丸字小松田四六番二まで

後

一四・六  
一一・七

一〇七・〇

大分県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

豊後高田市田染横嶺字畑一五二五番三から  
豊後高田市田染横嶺字畑一五二五番四まで

豊後高田市田染横嶺字畑一五二五番三から  
豊後高田市田染横嶺字畑一五二五番四まで

令二・一・一〇

大分県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道五〇二号

竹田市大字片ヶ瀬字近房九四五番六から  
竹田市大字片ヶ瀬字行燈山一〇三三番一二まで

令二・一・一〇

県道竹田直入線

竹田市大字植木字政所八一五番二から  
竹田市大字植木字政所七六七番一まで

令二・一・一〇

大分県告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和二年一月十日

大分県告示第十五号

一 施行者の名称 日田市	大分県知事 広 瀬 勝 貞
二 都市計画事業の種類及び名称 日田市計画道路事業 三・五・十七号 三郎丸西有田線	
三 事業施行期間 令和二年一月十日から 令和十一年三月三十一日まで	
四 事業地	
1 収用の部分 大分県日田市吹上町、丸山二丁目及び大字北豆田字上手道	
2 使用の部分 大分県日田市吹上町地内	

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第1号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察希望降任取扱規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月10日

大分県警察本部長 石 川 泰 三

第3条中「警部補以上」を「巡查部長以上」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年1月10日から施行する。

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一

項の規定により、次のとおり九州地方整備局佐伯河川国道事務所長から公共測量の実施について通知があった。

令和二年一月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

二 作業の地域  
竹田市、豊後大野市

三 作業の期間  
令和元年十二月二十三日から令和二年二月二十八日まで

令和二年一月十日

大分県報（告示・警察本部訓令・公告）